

『いじめ』防止基本方針

－『いじめ防止・根絶』に向けて－



1. はじめに

子どもたちのよりよい人間関係を築いていくためには、教職員と保護者の皆さんが連携することが何より大切です。連携をしていく第一歩として、学校と保護者の皆さんとの共通理解を図っていく必要があります。

この『いじめ』防止基本方針は、白鷺小学校の「いじめ防止・根絶」に向けた取組を、保護者の皆さんにご理解していただきたく作成しました。

子どもたち一人ひとりが安心して学校生活を送ることができるようにしたいという願いは、保護者の皆さんも学校（教職員）も同じです。

この『いじめ』防止基本方針が学校と保護者の皆さんとのいじめ防止のための共通理解を深め、協力し合うことで、子どもたちの健全な育成を図る礎になればと願っています。気になることがあれば、早急に連絡を取り合い、「いじめ防止・根絶」を図っていきましょう。「いじめを許さない！」を合言葉に、子どもたちが安心して通える白鷺小学校をみんなで力を合わせて作りあげていきましょう。

1. 家庭・学校・地域において共通理解しておきたいいじめ問題に関する基本的認識

●いじめ防止対策推進法（平成25年9月施行）

（目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（学校及び学校の教職員の責務）

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（保護者の責務等）

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

いじめ問題に関する基本的認識

1. 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識をもつ

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行き渡らせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。

2. いじめられている子どもの立場に立った親身の指導

子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するように努める。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識を常に持つ。なお、いじめの件数が少ないことのみをもって問題なしとすることは早計である。

3. いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有している

いじめ問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担う。いじめの問題の基本的な考え方は、まず家庭が責任を持って徹底する必要がある。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子（家族）の会話や触れ合いの確保が重要である。

4. いじめの問題は、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題であること

個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。人権教育や道徳教育、心の教育を通して一人ひとりの人権が尊重され、かけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導することが重要である。

5. 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要

いじめの解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす必要がある。地域を挙げた取組も急務である。

参考：「いじめの問題への取組の徹底について」【平成 18 年 10 月文部科学省初等中等教育局長（通知）資料】より

2. いじめの発生を未然に防ぐ・・・**学校**の取り組み

学校経営方針に基づき、深い児童理解に立ち、生徒指導、人権教育の充実を図り、個に応じたわかりやすい授業を行い、児童が楽しく学び、いきいきとした学校生活を送れるようにする。

社会とつながり未来を切り拓く学校教育の実現

・よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し連携・協働しながら社会に開かれた教育課程を実現する。

① 豊かな心の育成

・「思いやる心でつながる学校」をめざした教育活動

●人権教育の充実～意図的・計画的に実施

・人権尊重の精神に徹し、教育活動のあらゆる場で**豊かな人権感覚の育成**
(授業の中で一人ひとりの居場所と出番を確保する)

●特別支援教育の充実（一人ひとりの障害の状態、能力及び特性等に即した適切な指導）
「障害者差別解消法」を踏まえ、合理的配慮について適切に対応

●道徳教育推進教師を中心に教育活動を通じた道徳的実践力の育成(考え、議論する道徳)

●教職員の協力体制（報告・連絡・相談）による問題行動やいじめ事象の早期発見、早期に適切な生徒指導の徹底

② 自ら学び社会に生かす総合的な学力の育成

・良好な教育環境づくり～「**規律のある落ち着いた学校**」をめざした教育活動

・課題をつかみ、考える授業改善の推進（堺版授業スタンダード）

・言語活動能力の育成～あらゆる教育活動において自分の考えを「書く」活動を確保

・自主学習を定着させ、学びを自律的に管理する能力を高める取組～自主学習ノート

③ 健やかな体の育成

- ・「美しい学校」をめざした教育活動～教育環境づくり
- ・健康な生活習慣づくりのために、「早寝・早起き・朝ごはん・歯みがき」の徹底
- ・保健指導を充実し、児童の健康管理の徹底
- ・児童実態を把握し、運動の楽しさを実感できる授業改善
- ・睡眠教育を軸とした「7つのやくそく」など基本的生活習慣の確立

【いじめ・暴力を排除する未然防止の取り組み】

- ★いじめを許さない環境づくり
いじめ防止基本方針の徹底 いじめ防止研修の実施
- ★教育相談における児童面談・保護者面談の実施
- ★生活アンケート（年3回）
- ★問題行動やいじめ事象の早期発見、早期対応～教職員の協力体制（報告・連絡・相談）

【仲間づくりの取組】～「体験活動」「集団生活」の中で学ぶ

- ★校外学習、5年林間学校、6年修学旅行
(自然体験や集団行動等の充実による豊かな心の育成)
- ★「クラブ」「なかよし会」(異学年交流)
(異年齢での活動を通した縦につながる集団づくり
高学年の「リーダー」としての自覚を育て、異学年で交流しながら楽しく過ごすことができるようにする)
- ★「白鷺まつり」(創意工夫ある自主的な活動の創出)
- ★「学年集会」「(代表委員会による) なかよし活動」「(休み時間の) みんな遊び」

3. いじめの早期発見・早期対応のための手立て

実態把握

- ・生活アンケート 学期ごとに全員に実施
→個別に対応（担任を中心に聞き取り）
- ・日記、「あのねちょう（ノート）」
- ・日常の観察により児童の変化を把握し、複数の職員で共有する（朝の会、休み時間、授業、給食、そうじ、終わりの会、登下校時等）
- ・終わりの会での発表。いいところ見つけ。帰り際にいやなことがなかったかを確認
- ・トラブルがあって話をしに来た児童については、その日のうちに話を聞き解決する。
- ・登校中や下校中など、教師が把握できていない所は、他の児童からも情報を得る。
- ・個人懇談会で情報交換をする。平時でも気になることがあれば保護者と密に連絡をとり、協力して解決を図る。
- ・児童教育相談、保護者教育相談～管理職や養護教諭等が対応。

環境整備

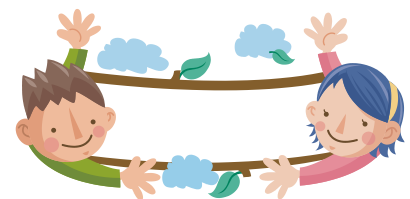
- ・職員の資質向上
いじめ防止基本方針策定後、校内研修を実施し全職員で確認する。
必要に応じ、心理の専門家やスクールカウンセラーを活用し校内研修を進める
- ・対策組織の周知
特別対策委員会の取り組みを校報や全校朝礼を通じ児童及び保護者に周知する。
- ・いじめに向かわない態度・能力の養成人権を守ることの重要性やいじめを許さない態度について、道徳や特別活動の時間に学ぶ機会を設ける。
- ・配慮を必要とする児童への適切な支援
発達障害を含む障害のある児童など、保護者や周囲の児童に対しても、特性を踏まえた適切な支援を行う。

【学校】

- ☐ くつかくし（持ち物かくし）
- ☐ さける。（机を離すなど）
- ☐ 汚いもの扱い。「バイキン」「エクス」
- ☐ 忘れ物が多い。（とられたり隠されたりしているがそのことが言えない）
- ☐ 授業中に発言した時など、周囲が冷やかしたり、冷たく反応したりしている。
- ☐ 身体や動作について不快な言葉を使って悪口を言われたり、あだ名や呼び捨てで呼ばれることが多い。
- ☐ 給食（配膳）時に避けられたり、いたずらに盛り付けたり、配らないことがある。
- ☐ 持ち物を勝手に使われたりしている。
- ☐ 罰ゲーム、プロレスごっこと称して、何かをさせられたり、技をかけられたりしている。身体的な攻撃を受けている。原因のわからない傷や打撲のあとがある。
※けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるので、児童の感じる被害性に着目する。
- ☐ 学級委員や係、当番などを周りの意向でさせられている。（給食の準備や後片付け、そうじ道具の後始末等）
- ☐ グループを作る時に孤立している。
- ☐ 服、持ち物などが不自然に汚れている。
- ☐ ノート・教科書に落書きがある。
- ☐ 掲示作品や黒板・壁に個人名のいたずら書きや中傷が書かれている。
- ☐ 無口になり、表情がさえない。
- ☐ 一人でいる時間が多くなった。
- ☐ 仲間関係がかわった。
- ☐ 列や班で回された配付プリントが当人だけ配られなかったり、乱暴に配られる。
- ☐ 保健室に出入りの回数が増えたり、教師に何か言いたそうに職員室のあたりをうろろしたりすることが多い。

【家庭】

- ☐ 頭痛、腹痛等を訴え、学校に行きたがらない。（特に曜日は決まっていない）
- ☐ 理由がはっきりしない遅刻や早退が増えている。
- ☐ 元気がなかったり、イライラすることが多く、投げやりな様子がある。
- ☐ チック、睡眠の異常（うなされる、寝付けない）などがはじまる。
- ☐ 原因のわからない傷や打撲の後がある。
- ☐ 服などが不自然に汚れたり、破れたりしている。
- ☐ 学校や友だちの話を急にしなくなった。
- ☐ 何かに悩んで困っているようなのに、理由を言わない。
- ☐ 小さい子どもや小動物などに対し、攻撃的、暴力的な行動をとる。
- ☐ 持ち物を頻繁になくして帰ってくる。
- ☐ お金を頻繁にねだる。家のお金がなくなる。
- ☐ 日記などに嫌だったことをよく書く、または、全く書かなくなった。
- ☐ 一人で登下校することが多い。
- ☐ 登下校で荷物を持たされたり、一緒に帰ることを強制されている。



気になる様子があれば家庭と学校で連絡を取り合います。

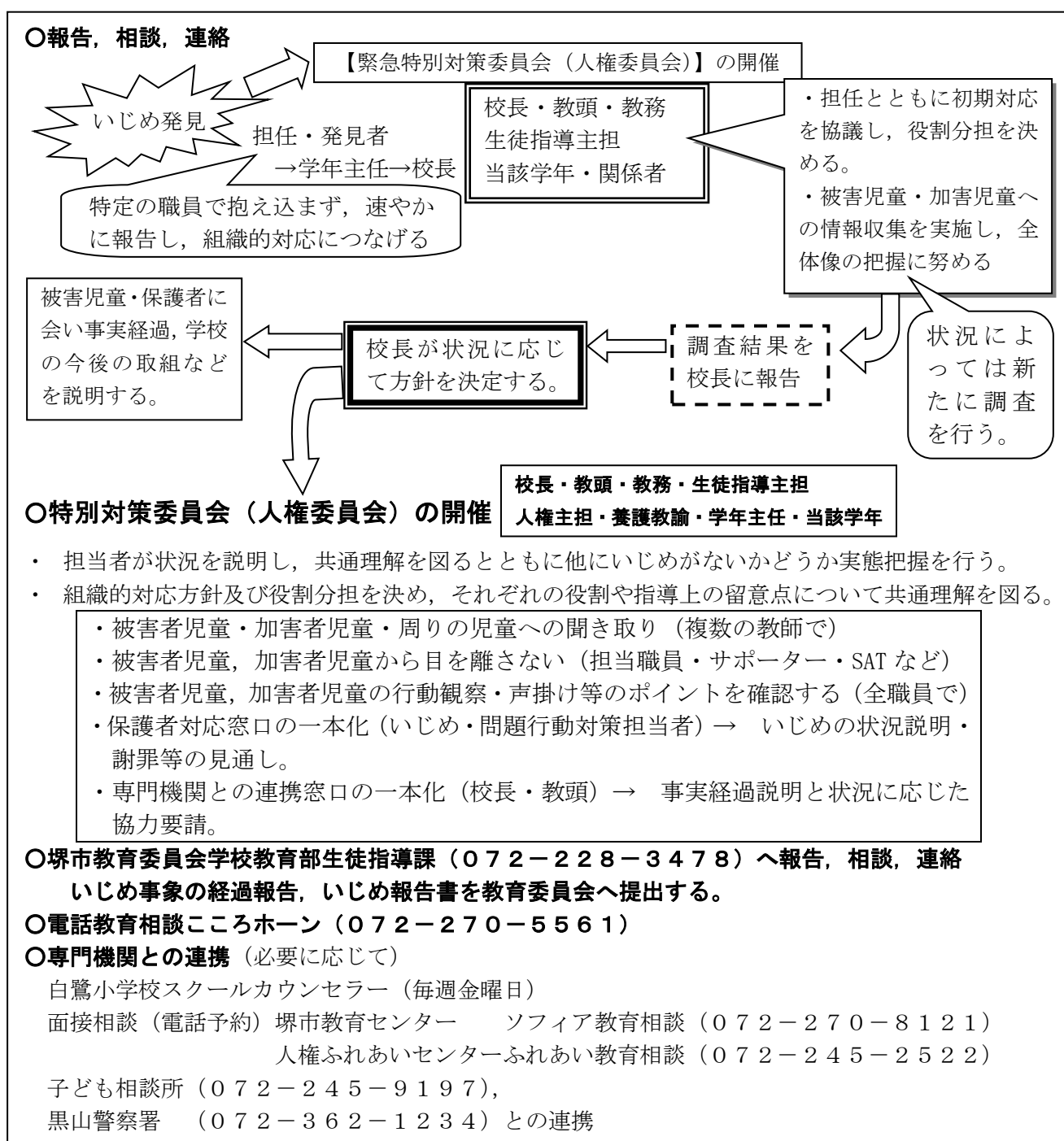
いじめの可能性が少しでも感じられたら…

聞き取りや行動観察を開始・・・はっきりしない場合は一週間ほど継続する
→「いつ・どこで・だれが・何をした（何をされた）」の記録をする。

◎（学期に1度実施している）生活アンケートは、いじめ早期解決のために、いじめを受けた児童またはその保護者に提供する場合があります。

4. 【いじめ】発見後の緊急対応

チームを組んで対応します



- ・ 言い分を十分に聞き、辛く苦しかった気持ちを共感的に受け止めながら、いじめの事実関係を確実に確かむ。
- ・ 「私は一人ではない、先生や友だちが守ってくれる」という安心感をもたせ、被害児童を見守り支え続ける。（継続して見守りと支援を行い、定期的な面談を行います。）
- ・ 保護者へ定期的な連絡をします。（情報を共有します）
- ・ 関係機関と連携します。（教育相談による支援方法を共有します）
- ・ いじめのない学級（学年、学校）づくりに向けた指導を行う。

5. いじめ緊急対応の基本的な手順・・・教職員の心得マニュアル

- ①「人をいじめることは人間として絶対に許されない」という毅然とした態度で指導にあたります。
- ②被害児童には「私は一人ではない、先生や友だちが守ってくれる」という安心感をもってもらうことを第一とし、辛く苦しかった気持ちを共感的に受け止めながら、丁寧にいじめの事実関係を聞き取ります。
- ③加害児童には本人の人格を否定しないよう配慮し、言い分を十分に聞いた上で、行いたいじめ行為について向き合わせるようにし、被害児童の辛く苦しい気持ちに気づかせる指導を行います。
- ④間接的にいじめに加わった児童には、傍観やはやしたてる行為は、被害者に対し加害者の行為と同じか、場合によってはそれ以上に深く悲しい思いをさせることについて理解できるように指導します。
- ⑤いじめの事実関係について、被害児童・加害児童双方の言い分に違いがあれば、事実確認のため、再度十分な聞き取りを行います。
- ⑥事実関係が整理できた時点で、被害児童の保護者及び加害児童の保護者に報告します。
- ⑦被害児童・保護者に対しては事実経過を報告すると同時に、学校として今後の解決に向けた取り組みの具体策を伝えます。
- ⑧加害児童には、きちんといじめ行為を振り返らせた上で、「自分がやったことが絶対にあってはいけないことである」「何がいけなかったのか」「今後どのように改善していくのか」を被害者児童に対して伝える場を持ちます。また、保護者同席のもと学校で謝罪の場を設け、学校と保護者の共通理解のもとで再発防止に努めます。
- ⑨いじめの状況が一定の限度を超えると判断した時（特に、暴力や恐喝など犯罪行為に当たるようないじめ等）や指導後もいじめを繰り返す時には、次のような措置を行う場合があります。
 - ★保護者の了解のもと、一定期間、校内で他の児童と異なる場所で個別の指導を行います。
 - ★教育委員会（生徒指導課）との相談のもと、出席停止を含む措置を検討したり、警察や堺市子ども相談所等の関係機関の協力を求めたりします。
- ⑩担任や管理職は、単に謝罪を持って安易に解消とせず、被害児童が安心して学校生活を送れているか定期的に聞く場を持ち、いじめ行為が止んでいるか、被害児童が心身の苦痛を感じていないかに留意しながら、被害児童を見守り支え続けます。
- ⑪加害児童に対しては、いじめの背景を理解するように努め、目標をもって充実した学校生活が送れるように保護者と連携して支援していきます。

6. 重大事態への対処

- 上記 4. 5. の緊急対応の手順により組織（特別対策委員会）を設置し対処いたします。

重大事態の発生→堺市教育委員会へ報告

ア.「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童が自殺を企図した場合等）

イ.「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった時

重大事態の対応

特別対策委員会開催【校長・教頭・教務・生徒指導主担・人権主担・養護教諭・学年主任・当該学年】

- ①重大事態の現状を委員会で共有する。
- ②再調査（事実確認）～被害児童と加害児童を個別に聴き取りを行う。
聴き取り者～（複数対応）管理職・生徒指導主任・担任又は児童が信頼をおける教職員
- ③情報集約～聴き取り者から校長へ速やかに報告
- ④委員会を開催し、組織的対応方針及び役割分担を決め、それぞれの役割や指導上の留意点について共通理解を図る。専門機関とも連携する。堺市教育委員会へ報告する。
- ⑤保護者への説明～被害児童保護者へは直接に会って説明し謝罪し、事後の対応、経過を継続して報告する。加害児童保護者へは事実を丁寧に説明する。
事情によっては、被害児童保護者と直接会う場を設定する。
- ⑥調査にかかる記録については5年間保存する。

7. いじめ予防のための取組（年間計画予定）

（令和8年度）

月	学校行事等	いじめ防止に関する取組	教科等との関連	担当者等	連携する外部専門家（含市教委）
4	入学式	・こども支援委員会（毎月）～課題を抱えた児童の情報共有と対応の検討 ・二部会（毎月：いじめ対策委員会含む） ・人権委員会（不登校児童等の状況報告） ※学期に1回程度・3日以上欠席は管理職に連絡。	特別活動	校長・教頭 分掌担当者 生徒指導主任 担任 特別支援 コーディネーター S C 人権主担	スクール サポーター
5	体育大会			全職員	
6	始業式 健康診断	・学校経営方針に基づく学校目標、学年目標、学級目標、生活目標等を通じた指導 ・「いじめ防止基本方針」に関する職員研修 ・学校力向上プラン作成（評価項目の設定） ・いじめ・体罰等の相談窓口 ・生活（いじめ）アンケート ・生活調べ（睡眠・歯みがき・朝食）	保健	担任 養護教諭 全職員 全職員 校長・教頭 全職員 担任	
7	個人懇談会 終業式	・学校協議会・学校関係者評価委員会 ・個人懇談会（保護者と面談） ・人権研修会（職員研修）		全職員 担任 全職員、S C	学校協議員
8	始業式	・夏季休業期間中の生活の振り返り		全職員	
9	授業参観・親子交流会 林間学校			全職員	
10	校外学習 修学旅行	・生活（いじめ）アンケート ・学校教育アンケート（児童）結果分析（学校評価における参考～客観的数値）		全職員	
11	異学年交流会（児童会）	・学校教育アンケート（保護者・職員） ・人権ケース会議（全体会） ・生活調べ（睡眠・歯みがき・朝食） ・いじめ暴力防止（CAP）プログラム（5年）	特別活動 保健	全職員 人権主担 S C 養護教諭	エンパワメント
12	かけ足記録会 個人懇談会 終業式	・学校教育アンケート結果分析 ・非行防止教室（5・6年） ・個人懇談会（保護者と面談）		全職員	少年サポート センター
1	始業式	・学校評価委員会		全職員	
2	授業参観・親子交流会 大なわ大会	・生活（いじめ）アンケート ・人権ケース会議	体育	教頭 担任 人権主担 S C	
3	なかよし会のお別れ会 （児童会） 卒業生を送る会 卒業式 修了式	・学校協議会・学校関係者評価委員会 ・学校評価書公表 ・年度末の振り返り（検証）	特別活動	全職員	学校協議員

8. おわりに・・・

子どもたちのよりよい人間関係を保護者の皆さんと築いていくことができるように、この『いじめ』防止基本方針は、今後も毎年見直していきたいと考えています。保護者の皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いします。